

## 新ぐんまチャレンジ支援金に係るよくある質問 3. 0

### 目次

【要件緩和関係】	5
要件緩和Q1. 要件緩和の内容はなにか?	5
要件緩和Q2. 売上の減少等に伴い、経費も減少しているため要件を満たせない場合は?	5
要件緩和Q3. 事前申請はいつまで受け付けてもらえるのか?	5
要件緩和Q4. 要件緩和前の古い申請様式を使って申請はできるのか?	5
【1 ピックアップ】	5
Q1-1. 経費はどの時点と比較すればよいか?	5
Q1-2. 具体的にどのようなものが支援金の対象となるのか?	5
Q1-3. 「前向きな取組」とは具体的に何か?	6
Q1-4. 各業界団体が策定したガイドラインとはなにか?	6
Q1-5. 自動車や冷蔵庫、パソコンなどは対象となるのか?	7
Q1-6. 様式5の理由書の提出が必要となる「汎用性のある物品」とは何が該当するのか?	7
Q1-7. オンライン申請の操作方法が分からない。	7
Q1-8. 売上増加や経費削減等の成果や効果を報告する必要はあるのか?	7
Q1-9. 経費の増加が発生しているが、該当経費を確定申告書類で抽出できない	7
Q1-10. 事前申請の受付期間はいつまでか?	7
Q1-11. 光熱水費の勘定科目の中で、例えば電気代だけで比較することは可能か?	8
Q1-12. リースで前向きな取組を行った場合の経費も支援金の対象となるのか?	8
【2 制度概要について】	8
Q2-1. 本支援金はどのような制度か?	8

Q2-2. 「本店又は主たる事務所を有し」とは、どのような状態を指すのか？	9
Q2-3. 主にどのような業種が対象となるか？	9
Q2-4. 農家は支援金の対象となるか？	9
Q2-5. 国や県の補助金等との重複受給は可能か？	9
Q2-6. 「大企業」や「みなし大企業」も支援金支給の対象となるか？	9
Q2-7. 最近創業した場合も支援金支給の対象となるか？	10
Q2-8. 個人事業主（フリーランス）は対象になるか？	10
Q2-9. 従業員などの雇用者も申請できるか？	10
Q2-10. 県内に複数事業所がある場合、事業所数に応じた支援金が支給されるか？	10
Q2-11. 所得税の確定申告を行っていない場合も申請できるか？	10
Q2-12. 申請時点で営業を行っていない場合は申請できるか？	10
Q2-13. 「前向きな取組」は複数の取組を実施してもよいか？	10
Q2-14. 申請の特例は併用できるか？	10
Q2-15. クレジットカードでの支払いは対象になるか？	11
Q2-16. 現金での支払いは対象になるか？	11
Q2-17. 既に支払が終わっている取組は対象になるか？	11
Q2-18. 申請回数に制限はあるか？	11
Q2-19. 中小企業基本法に定める中小企業者・小規模事業者でなくても対象となるか？	11
Q2-20. 仕入資金や原材料費も支援金の支給対象経費になるか？	11
Q2-21. 専門家にコンサルティング料を支払ったが対象となるか？	11
<b>【3 申請方法・申請書類について】</b>	12
Q3-1. 申請にあたって相談先はどこか？	12
Q3-2. いつ、どのように申請すればよいか？	12
Q3-3. 申請単位はどのようになるか？	12

Q3-4. 申請にあたっては、どのような書類を準備すればよいか？	12
Q3-5. 令和元年～令和3年の対象月における経費を証明する書類はどのようなものがあればよいか？	14
Q3-6. 令和4年の対象月における経費を証明する書類はどのようなものがあればよいか？	14
Q3-7. 申請書類はどこで手に入るか？	14
Q3-8. 税務署の收受印がない場合は申請できるか？	14
Q3-9. 確定申告書類で比較年の対象月における経費を確認できない場合は？	14
Q3-10. 「自動車等車両」にはどのようなものが含まれるのか？	14
Q3-11. 申請の特例とはなにか？	15
Q3-12. 季節性特例を適用する場合、今年の実績の平均を算定する始期は任意に設定して良いのか？	15
Q3-13. 実際の月の経費と、新規開業特例で算定した経費が両方ある場合、どちらを使うのか？	15
Q3-14. 事業承継特例を利用する時に必要な書類は何か？	15
Q3-15. 領収書やレシートの代わりに振込明細書を提出することは可能か？	15
<b>【4 審査・支給について】</b>	15
Q4-1. 申請書類の提出後はどのような流れになるか？	15
Q4-2. 支援金ほどのくらいで支払われるか？	16
Q4-3. 支給決定又は不支給決定となった場合はどのように連絡があるか？	16
Q4-4. 仮支給決定とは何か？	16
Q4-5. 実際に取組に掛かった金額が仮支給決定の金額を超えてしまったが、どうすればよいか？	16
Q4-6. 仮支給決定から取組が変わった場合、仮支給決定は無効となるのか？	16
Q4-7. 下限額に満たない取組の場合はどうなるのか？	16
<b>【5 感染期特例】</b>	16
Q5-1. 感染期特例とは何か？	16

Q5-2. どのような場合、感染期特例の対象となるのか？	17
Q5-3. 感染期特例を適用した場合、対象月はどのような組み合わせが考えられるのか？	17
Q5-4. 感染期特例を適用して申請する場合はどのようにすればよいか？	17
Q5-5. 感染期特例と季節性特例の違いは何か？	17
<b>【6 その他】</b>	17
Q6-1. 支援金は課税対象か？	17
Q6-2. 県等が現地調査を行うことはあるのか？	17

### 【更新履歴】

・7月22日一部変更

<「新ぐんまチャレンジ支援金に係るよくある質問 1. 0」からの変更点>  
(Q2-5)を一部修正、(Q2-19)を追加

・8月16日一部変更

<「新ぐんまチャレンジ支援金に係るよくある質問 1. 1」からの変更点>  
(Q2-17)を一部修正、(Q2-20)、(Q2-21)、(Q3-14)を追加

・9月2日一部変更

<「新ぐんまチャレンジ支援金に係るよくある質問 1. 2」からの変更点>  
(Q1-10)、(Q1-11)、(Q3-15)を追加

・9月30日一部変更

<「新ぐんまチャレンジ支援金に係るよくある質問 1. 3」からの変更点>  
(Q5-1)、(Q5-2)、(Q5-3)、(Q5-4)、(Q5-5)を追加

・11月4日一部変更

<「新ぐんまチャレンジ支援金に係るよくある質問 2. 0」からの変更点>  
(要件緩和Q1、Q2、Q3、Q4)、(Q1-11)を追加、その他要件緩和に伴う修正

## 【要件緩和関係】

### 要件緩和Q1. 要件緩和の内容はなにか？

A. 売上要件を撤廃し、①仕入金額・経費の要件と②前向きな取組の実施の2要件になりました。また、申請期間の締切りを令和4年12月16日（金）から令和5年1月31日（火）に延長しました。

### 要件緩和Q2. 売上の減少等に伴い、経費も減少しているため要件を満たせない場合は？

A. 仕入金額・経費が減少している方でも、売上に占める経費の割合（経費率）が10%以上増加している場合、経費率増加特例により支援金の対象となります。詳細は、申請要領のP6～7をご確認ください。

### 要件緩和Q3. 事前申請はいつまで受け付けてもらえるのか？

A. ケースに応じて可能な限り柔軟に事前申請を受け付けるため、事前申請の受付期間は区切りませんが、完了報告を令和5年1月31日まで行える場合に事前申請を行ってください。また、審査の状況等を踏まえ、明らかに完了報告が間に合わない時点での申請が行われた場合、審査事務局から事後申請に切り替えて頂く等の対応をお願いする場合がございます。（Q1-10もご覧ください。）

### 要件緩和Q4. 要件緩和前の古い申請様式を使って申請はできるのか？

A. 可能です。記載例をご確認頂き、必要事項を記載した上で申請してください。

## 【1 ピックアップ】

### Q1-1. 経費はどの時点と比較すればよいか？

A. 令和元年、令和2年、又は令和3年における対象月の合計と比較します。ただし、令和4年と同一の2ヶ月で比較してください。

（例）令和4年8月・9月の経費と令和3年8月・9月の経費を比較する。（感染期特例適用の場合）

### Q1-2. 具体的にどのようなものが支援金の対象となるのか？

A. 本支援金は「前向きな取組」を実施することが要件となります。したがって、単に物を買うだけでは支援金の支給対象とはなりません。支給対象となるか事前に確認を希望される方は、「事前申請(要領P13)」をご利用ください。

### Q1-3. 「前向きな取組」とは具体的に何か？

A. 次の(1)から(3)のいずれかに該当する取組とします。

#### (1) 省エネ対応機器・設備の導入など、原油価格・物価高騰を踏まえた取組

<要件> ※次の①から③のいずれかに該当すること

- ①省エネ対応機器・設備の導入など、燃料費・光熱費等の経費削減につながること
- ②製造方法や販売・提供方法等を変更し、効率化や経費削減につながること
- ③その他、原油価格・物価高騰を踏まえた取組と認められること

(例) 経理事務のデジタル化により省力化、製造現場の照明をLED化、製造用機材にインバータを導入、店舗の空調設備を省エネタイプに転換、農業用ビニールハウスを省エネ使用に転換、高騰する輸入商品(素材)から国産商品(素材)に転換 等

#### (2) 新たな商品・サービスの開発や販売方法の転換などの新規性のある取組

<要件> ※次の①から③のいずれかに該当すること

- ①新たな商品・サービスの開発・製造や、新たな販売・提供方法への転換など、売上増加につながること
- ②商品やサービスの製造方法や販売・提供方法等を変更し、効率化や売上増加につながること
- ③その他、新規性があり効率化や売上増加につながる取組と認められること

(例) 飲食業者が新たにテイクアウト販売を開始、スマホ対応のECサイト構築、新メニューの試作・開発、空き店舗をレンタルオフィスとして貸出、オンライン形式のサービスを導入、主業種とは別の新事業を開始、アプリを活用した効率化、自社ブランドの構築 等

#### (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて行う取組

<要件> ※次の①から②のいずれかに該当すること

- ①各業界団体が策定したガイドライン等に明記されていること
- ②その他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組と認められること

(例) 非接触型体温検知器の導入、キャッシュレス決済導入、高機能換気・空調設備導入、卓上タブレットやQRコードでのオーダーシステムの導入 等

### Q1-4. 各業界団体が策定したガイドラインとはなにか？

A. 各業界団体が作成する、新型コロナウイルス感染症対策のガイドラインです。それぞれに感染症拡大防止に関する具体的な対策が記載されています。

「前向きな取組」にある、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて行う取組」は上記のガイドライン等に明記されている物品が該当します。

なお、各業界団体の策定したガイドラインについては、県HPに掲載していますので、ご確認ください。

**Q1-5. 自動車や冷蔵庫、パソコンなどは対象となるのか？**

A. 前向きな取組を行う上での必要性が認められ、かつ、当該取組のためだけに使用する場合は対象となります。なお、これらの物品は「汎用性のある物品」に該当するため、様式5の理由書の提出が必要となります。

加えて、自動車を購入する場合は、以下の要件も満たしている必要があります。

- ・CEV 補助金等の他の補助金と重複していないこと
  - ・自動車の場合は、次世代自動車※に分類される車種であること
- ※次世代自動車とは、電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、ハイブリッド自動車を指します。

**Q1-6. 様式5の理由書の提出が必要となる「汎用性のある物品」とは何が該当するのか？**

A. 要領P12に列挙している物品等が該当します。なお、その他の物品等についても、審査事務局で汎用性があると判断した場合、追加で理由書を求めることがあります。

【参考】要領P12に列挙している物品等  
自動車等車両、パソコン、タブレット、パソコン周辺機器、デジタル複合機、ショーケース、冷蔵庫、冷凍庫等

**Q1-7. オンライン申請の操作方法が分からない。**

A. 新ぐんまチャレンジ支援金コールセンターにお問い合わせください。  
電話番号：0120-977-289  
受付時間：午前9時から午後5時まで（土日・祝日含む）

**Q1-8. 売上増加や経費削減等の成果や効果を報告する必要があるのか？**

A. 支援金支給後に、売上増加や経費削減の成果や効果の報告は原則求めません。  
ただし、審査の過程で、取組がどのように売上増加や経費削減につながるのかの詳細について、申請者から説明を求めることはあります。

**Q1-9. 経費の増加が発生しているが、該当経費を確定申告書類で抽出できない**

A. 申請要領P4～5をご確認ください。それでも抽出できない場合は、コールセンターにご相談ください。

**Q1-10. 事前申請の受付期間はいつまでか？**

A. 事前申請については、事後申請と異なり、仮支給決定後に完了報告を行う必要があります。事前申請を審査事務局で受け付けてから仮支給決定に至るまで、審査に概ね1ヶ月程度を要することを考慮して申請してください。

※令和5年1月31日(火)までに完了報告を含め全ての手続きが完了しない取組は支給対象外となりますので、なるべく早い時期での申請をおすすめします。

**Q1-11. 光熱水費の勘定科目の中で、例えば電気代だけで比較することは可能か？**

A. 勘定科目全体の金額ではなく、原油価格・物価高騰の影響を受けている個別の経費（例えば電気代）を抽出して比較することは可能です。ただし、当該個別の経費の金額を台帳等で確認出来る場合に限ります。

**Q1-12. リースで前向きな取組を行った場合の経費も支援金の対象となるのか？**

A. 対象となります。ただし、実費相当額に対して支援する仕組みであるため、申請時点までに掛かったリース料金のみが対象となります。つまり、申請時点以降の将来に渡って掛かるリース料金は対象外となります。

**【2 制度概要について】**

**Q2-1. 本支援金はどのような制度か？**

A. コロナ禍に加え、原油価格・物価高騰により業況が厳しい県内中小事業者等を対象に、ウィズコロナに向けた新事業展開等の前向きな取り組みを後押しするため、「新ぐんまチャレンジ支援金」を支給する制度です。

● 次の全ての要件を満たす場合に支援金を支給します。

- ① 県内に本店又は主たる事業所を有し、中小企業基本法で定める中小企業者・小規模事業者及び個人事業主等であること。
- ② 令和4年3月31日以前から開業しており、かつ、本支援金受給後も事業継続の意思があること。
- ③ 確定申告を行っていること。
- ④ 令和4年4月以降の連続する2ヶ月における原材料費・燃料費等の仕入金額・経費の合計が、令和元年、令和2年、又は令和3年のいずれかの年の同2ヶ月比で10%以上増加していること
- ⑤ 令和4年4月以降に「前向きな取組」に該当する取組を実施すること  
「前向きな取組」とは以下のような取組のことをいう。（※詳細はQ1-3）
  - (1) 省エネ対応機器・設備の導入など、原油価格・物価高騰を踏まえた取組
  - (2) 新たな商品・サービスの開発や販売方法の転換などの新規性のある取組
  - (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて行う取組
- ⑥ 以下のいずれにも該当しないこと。
  - (1) 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
  - (2) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体
  - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業として届出義務のある者
  - (4) みなし大企業(※詳細はQ2-7)
- ⑦ 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、群馬県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団、暴力団員及び密接関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。



Q2-2. 「本店又は主たる事務所を有し」とは、どのような状態を指すのか？

A. 法人にあっては、所得税又は法人税の納税地を群馬県内としていること、個人にあっては、群馬県を住所地としていることです。

※個人で群馬県を住居地としていない場合でも、納税地を群馬県内としていれば条件を満たします。

Q2-3. 主にどのような業種が対象となるか？

A. 基本的に全業種を対象としています。ただし、公共法人、風営法上の性風俗関連特殊営業として届出義務のある者、政治団体、宗教法人等は対象外です。

Q2-4. 農家は支援金の対象となるか？

A. 申請要件を満たせば対象となります。

Q2-5. 国や県の補助金等との重複受給は可能か？

A. 国や県の補助金等との重複受給はできません。

※市町村の補助金等との重複受給はできますが、本支援金の場合、申請者が実際に負担した金額以上に支援金を受給することは出来ません。

なお、市町村の制度によっては県の補助金等との重複支給を認めていない場合があります。ので、他制度と並行して本支援金を申請する際は、重複受給が可能かご確認ください。

(例) 個人事業者が申請した場合、20万円の取組に対し、市町村から10万円の補助金等を受給したのであれば、本支援金は10万円までの支給となります。

Q2-6. 「大企業」や「みなし大企業」も支援金支給の対象となるか？

A. 対象となりません。中小企業・個人事業主が対象となります。

なお、次の(1)～(6)に該当する事業者は大企業とみなして対象者から除きます。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- (6) 申請時点において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を越える中小企業者

<参考> 中小企業基本法の区分

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

Q2-7. 最近創業した場合も支援金支給の対象となるか？

- A. 令和4年3月31日までに開業した事業者で申請要件を満たせば対象となります。詳細は申請要領(P8新規開業特例)をご確認ください。

Q2-8. 個人事業主(フリーランス)は対象になるか？

- A. 個人事業主として確定申告し、支援金の申請要件を満たす場合には対象となります。

Q2-9. 従業員などの雇用者も申請できるか？

- A. 事業主が申請主体となりますので、個々の従業員は対象になりません。

Q2-10. 県内に複数事業所がある場合、事業所数に応じた支援金が支給されるか？

- A. 事業者単位で支給します。よって、県内に複数事業所を持つ事業者であっても、1事業者あたり、法人40万円、個人事業者20万円が上限となります。

Q2-11. 所得税の確定申告を行っていない場合も申請できるか？

- A. 原則として確定申告書の提出(受付印があるもの)が必要です。なお、所得税の確定申告が必要な額に満たない事業規模の事業者については、市町村に提出した住民税申告書控の写しを提出してください。

Q2-12. 申請時点で営業を行っていない場合は申請できるか？

- A. 県内事業者の皆様の前向きな取組を支援するために実施しており、申請できません。

Q2-13. 「前向きな取組」は複数の取組を実施してもよいか？

- A. 複数の取組であっても申請はできます。ただし、上限金額(法人40万円、個人事業主20万円)は変わりません。

Q2-14. 申請の特例は併用できるか？

- A. 併用は可能です。

Q2-15. クレジットカードでの支払いは対象になるか？

A. 対象となります。ただし、使用したクレジットカードの名義が、申請者あるいは法人代表者名と異なる場合（例えば従業員名義のカードを使用した場合）、申請者との関係性や理由を追加で確認させていただきます。

Q2-16. 現金での支払いは対象になるか？

A. 対象となります。ただし、領収書などで支払った金額が明らかである必要があります。

Q2-17. 既に支払が終わっている取組は対象になるか？

A. 令和4年4月1日以降の取組であれば対象となります。  
※取組の始期は、契約日や発注日を以て判定します。

Q2-18. 申請回数に制限はあるか？

A. 1事業者につき1回までです。申請した金額が上限額以下であった場合でも、残りの分(上限額と申請額の差額)について追加で申請することはできません。

Q2-19. 中小企業基本法に定める中小企業者・小規模事業者ではなくても対象となるか？

A. 中小企業等経営強化法第2条第1項第6号～第8号に定める法人や法人税法別表第二に該当する法人等についても対象となります。ただし、従業員数が300人以下であることが条件となります。

(例)事業協同組合、企業組合、医療法人、社会福祉法人、一般(公益)財団法人、一般(公益)社団法人等

※収益事業を行っていない法人は対象となりません。また、政治団体や宗教法人等の団体についても対象となりません。

Q2-20. 仕入資金や原材料費も支援金の支給対象経費になるか？

A. 販売する商品の仕入資金や原材料費は支給対象外となります。ただし、試供品や試作品製造のために商品・原料を調達する場合は、支給対象となります。

Q2-21. 専門家にコンサルティング料を支払ったが対象となるか？

A. 前向きな取組を実施するために専門家の技術指導や助言が必要である場合、専門家に依頼したコンサルティング業務等に対する対価は支給対象経費とすることができます。ただし、対価の支払いについては、下記の謝金単価に準じるか、依頼内容に応じた価格の妥当性を証明する複数の見積書を取得することが必要です(1日5万円が上限)。

専門家の謝金単価は以下の通りとします(消費税抜き)。

- ・大学教授、弁護士、弁理士、公認会計士、医師等：1日5万円以下
- ・准教授、技術士、中小企業診断士、ITコーディネーター等：1日4万円以下

### 【3 申請方法・申請書類について】

#### Q3-1. 申請にあたって相談先はどこか？

- A. 以下のコールセンターへお電話でお問い合わせください。  
新ぐんまチャレンジ支援金コールセンター  
0120-977-289（9時から17時 平日・土日祝）

#### Q3-2. いつ、どのように申請すればよいか？

- A. 申請受付期間は令和4年8月1日（月）から令和5年1月31日（火）までです。  
オンライン申請と郵送申請の受付を行います。

#### Q3-3. 申請単位はどのようになるか？

- A. 法人、個人ともに確定申告を行う単位で申請してください。  
※店舗毎等複数の申請はできません。

#### Q3-4. 申請にあたっては、どのような書類を準備すればよいか？

- A. 以下の申請書類が必要となります。
- (1) 新ぐんまチャレンジ支援金申請書
  - (2) 誓約書
  - (3) 完了報告書(事前申請の方のみ)
  - (4) 添付書類 ※①～⑧の全てを添付
    - ①確定申告書の写し及び申請に必要となる書類（令和元年～令和3年のいずれか）  
※A4サイズのコピー
- ※ 令和4年と比較する年の確定申告書を添付してください。  
※ 電子申告（e-TAX）の場合は、申告データ及び受信通知データ（電子申告申請等完了報告書）を添付

#### ア 法人の場合 ※税務署の受付印が押印されたもの

- ・確定申告書別表1
  - ・法人事業概況説明書（両面）
  - ・損益計算書(個別の経費を比較する場合)
  - ・その他申請に必要となる書類(仕入台帳、帳簿等)
- ※ 合理的な事由で提出できない場合は、税理士の署名のある事業収入を証明する書類等で代用できます。

#### イ 個人事業主の場合 ※税務署の受付印が押印されたもの

- ア 青色申告の場合
- ・確定申告書第1表
  - ・所得税青色申告決算書（1ページと2ページ）
  - ・その他申請に必要となる書類(仕入台帳、帳簿等)
- イ 白色申告の場合
- ・確定申告書第1表
  - ・収支内訳書
  - ・その他申請に必要となる書類(仕入台帳、帳簿等)
- ※ 確定申告義務のない場合・その他合理的な事由がある場合は、住民税の申告書の控えで

代用できます。

②令和4年の対象月における仕入金額・経費が確認できる書類の写し

※A4サイズのコピー

- ・仕入台帳、帳簿等の確定申告の基礎となる書類
- ※その他、形式の指定はありませんので、基本的な事項（対象月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額）が確認できる書類

③法令等が求める営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類の写し

※A4サイズのコピー

※営業に必要な許可等がない場合は添付不要

(例) タクシー業…一般乗客旅客自動車運送の許可証、自動車運転代行業…公安委員会の認定証、飲食店…飲食業営業許可証（ほか）旅行業、古物商、理美容室、薬局など

④本人確認書類（※法人の場合は代表者のもの）の写し

※A4サイズのコピー

(法人) 代表者の運転免許証（表裏）、パスポート（顔写真と所持人記載欄のページ）、マイナンバーカード（番号不要）、履歴事項全部証明書（発行3ヶ月以内）、全部事項証明書（発行3ヶ月以内）、保険証 等

(個人) 運転免許証（表裏）、パスポート（顔写真と所持人記載欄のページ）、マイナンバーカード（番号不要）、保険証 等

⑤営業実態の確認できる写真

※A4サイズのコピー

- ・会社、工場、店舗、作業場(農場等)の写真

⑥振込先口座と口座名義が確認できる通帳等の写し

※A4サイズのコピー

- ・金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義人が確認できるページ（※通帳を開いた1・2ページ目）の写し

- ・インターネットバンキングは、上記事項が記載されたページの写し

⑦取組の金額が分かる書類

※A4サイズでコピーして証拠書類添付シートに添えて提出

- ・領収書又はレシート(必須) + 請求書、納品書、見積書、注文書の中から1つ以上  
<提出のタイミング>

- ・事後申請の場合、申請時に提出

- ・事前申請の場合、予定する取組の金額が分かる見積書やカタログの写し等を申請時に提出

また、完了報告書の提出時に領収書又はレシート等を提出

⑧取組内容が明確に確認できるもの

購入した物品や導入した設備等の写真、作成したHP等のURLなど

※証拠書類添付シートに添えて提出

- ・事後申請の場合、申請時に提出

- ・事前申請の場合、完了報告書の提出時に提出

⑨理由書（※必要な方のみ）

※様式4・5・6を記載して提出

- ・(様式4) 中古品購入の際、見積りが2者以上から取得できない場合
- ・(様式5) 自動車等車両やタブレット等、汎用性の高い商品を購入する場合
- ・(様式6) 季節性特例を適用する場合

この他、特例を用いる場合には追加で提出する書類があります。詳細は申請要領P18～19をご確認ください。

**Q3-5. 令和元年～令和3年の対象月における経費を証明する書類はどのようなものがあればよいか？**

- A. 以下の書類をご提出ください。
- (法人の場合) 確定申告書別表1、法人事業概況説明書(両面)、損益計算書(個別の経費を比較する場合)
- (個人の場合)
- 青色申告の場合⇒確定申告書第1表(控)、所得税青色申告決算書(1ページと2ページ)
- 白色申告の場合⇒確定申告書第1表、収支内訳書

**Q3-6. 令和4年の対象月における経費を証明する書類はどのようなものがあればよいか？**

- A. 仕入台帳や帳簿等を提出してください。様式の指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの台帳等でも構いませんが、基本的な事項(対象月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額)が確認できるものをご提出ください。

※給与明細、通帳の写し、レシート、請求書等は認められません。  
※対象月の【仕入金額・経費】の【合計】を記載してください。

**Q3-7. 申請書類はどこで手に入るか？**

- A. 県ホームページ([http://www.pref.gunma.jp/06/g01g\\_00148.html](http://www.pref.gunma.jp/06/g01g_00148.html))上で入手できるほか、県行政県税事務所、各市町村や商工団体、JA等の窓口で配布を行います。

**Q3-8. 税務署の收受印がない場合は申請できるか？**

- A. 確定申告書に收受日付印又は受信通知のいずれも存在しない場合には、当該年度の「納税証明書(その2所得金額用)」(事業所得金額の記載のあるもの)を併せて提出してください。
- なお、「收受日付印」及び「納税証明書(その2所得金額用)」のいずれも存在しない場合には、当該年度の「課税証明書」又は「非課税証明書」(納税通知書でも可)を併せて提出してください。
- ※ 確定申告書類に市町村の受付印が押印されている場合は、その受付印をもって收受印とみなします。提出先が税理士である場合も、その受付印があれば可とします。

**Q3-9. 確定申告書類で比較年の対象月における経費を確認できない場合は？**

- A. 「比較年の対象月における仕入台帳、帳簿等の確定申告の基礎となる書類」や、「比較年の月平均(確定申告書類に記載された該当経費÷12月)の2ヶ月分」で確認してください。

**Q3-10. 「自動車等車両」にはどのようなものが含まれるのか？**

- A. 自動車(次世代自動車)、原動機付自転車、自転車等が含まれます。なお、自動車等車両を購

入した際は、名義人の確認等のため車検証等の提出が必要となります。

※次世代自動車とは、電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、ハイブリッド自動車を指します。

#### Q3-11. 申請の特例とはなにか？

A. 申請にあたって、様々な理由で申請要件を満たせない場合等の救済措置です。  
詳細は申請要領(P6～9申請の特例)をご確認ください。

#### Q3-12. 季節性特例を適用する場合、今年の経費の平均を算定する始期は任意に設定して良いのか？

A. 始期は1月に設定して算定してください。  
(例)申請月が10月の場合:令和4年1月～8月までの経費の平均

#### Q3-13. 実際の月の経費と、新規開業特例で算定した経費が両方ある場合、どちらを使うのか？

A. どちらかを任意で選択してください(要領P8)。この設問は以下のようなケースが考えられます。

(例)令和元年3月1日に開業したケースで、令和元年4月・5月には既に営業しており、実際の月の経費を出せるが、それに加えて新規開業特例により、令和元年3月1日から令和元年12月31日までの一日当たりの平均経費に61日を掛けた金額でも経費を出せる場合。

#### Q3-14. 事業承継特例を利用する時に必要な書類は何か？

A. 法人の場合は、通常の申請時に提出する書類に加え、履歴事項全部証明書が必要です。  
個人事業主の場合には、通常の申請時に提出する書類に加え、前事業者の「個人事業の廃業届出書」、申請者の「個人事業の開業届出書」、「贈与契約書や売買契約書等の事業承継に係る契約書類」の3点が必要となります。

#### Q3-15. 領収書やレシートの代わりに振込明細書を提出することは可能か？

A. 振込明細書を領収書やレシート代わりにすることは可能です。その際には、支払先・支払日・支払金額・対象物品或いはサービスの記載された請求書の添付が必須となります。

また、インターネットバンキングで支払った場合は、手続き時の画面ではなく、振込済みの画面をアウトプットして振込明細書に代えるようにしてください。なお、この時も請求書は必須となります。

## 【4 審査・支給について】

#### Q4-1. 申請書類の提出後はどのような流れになるか？

A. 申請内容の確認や書類の不備などがあった場合は、審査を行う「新ぐんまチャレンジ支援金事務局」から連絡をさせていただきます。

Q4-2. 支援金はどのくらいで支払われるか？

A. 事後申請の場合、申請書類の受理から、概ね1ヶ月程度で指定の口座に振り込む予定です。事前申請の場合は完了報告書の受理から概ね1ヶ月程度です。なお、申請書等に不備がある場合や、全体の申請件数によっては別途期間を要しますので、予めご了承ください。

Q4-3. 支給決定又は不支給決定となった場合はどのように連絡があるか？

A. 「審査事務局」から支給決定又は不支給決定に関する通知を発送します。

Q4-4. 仮支給決定とは何か？

A. 仮支給決定は事前申請において、申請内容が適正と認められた状態です。仮支給決定の内容と同様の取組を行った場合、完了報告後に支援金が支給されます。

Q4-5. 実際に取組に掛かった金額が仮支給決定の金額を超えてしまったが、どうすればよいか？

A. 完了報告書により実費を申告してください。支給上限(法人40万円、個人20万円)までの実費相当分が支援金として支給されます。

ただし、予算の都合により、実費相当分が支給上限以内であっても、仮支給決定の金額が支給額となる場合があります。

Q4-6. 仮支給決定から取組が変わった場合、仮支給決定は無効となるのか？

A. 無効とはなりません。完了報告書により、実際に行った取組内容と金額を報告してください。実際に行った取組内容が要件を満たしていれば、支給決定を行います。

ただし、予算の都合により、実際に行った取組内容に掛かった金額の実費相当額ではなく、仮支給決定の金額が支給額となる場合があります。

また、実際に行った取組内容が要件を満たさない場合は、不支給となります。

Q4-7. 下限額に満たない取組の場合はどうなるのか？

A. 前向きな取組に掛かった金額が下限額未満の場合、支援金は支給されません。

ただし、複数の取組を合算して申請することは可能ですので、追加で前向きな取組の実施を検討してください。

## 【5 感染期特例】

Q5-1. 感染期特例とは何か？

A. 新型コロナウイルス感染症の第7波や長引く原油価格・物価高騰等に苦しむ事業者を支援するため、10月1日から運用を開始した新たな特例です。

通常の要件である対象月が令和4年4月・5月で支給対象とならない場合であって、6月以降もコロナ禍や原油価格・物価高騰の影響を受けている場合、仕入金額・経費の要件における対象月を、「令和4年5月から申請日の属する月の前月までの連続する2ヶ月」から選択することができます。



Q5-2. どのような場合、感染期特例の対象となるのか？

A. 通常の要件である対象月が令和4年4月・5月で支給対象とならない場合であって、6月以降も新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰の影響を受けている事業者が感染期特例の対象となります。

Q5-3. 感染期特例を適用した場合、対象月はどのような組み合わせが考えられるのか？

A. 5・6月、6・7月、7・8月、8・9月、9・10月、10・11月、11月・12月の7パターンが考えられます。

Q5-4. 感染期特例を適用して申請する場合はどのようにすればよいか？

A. オンライン申請の場合は、特例の有無の画面で、「感染期特例を適用する」にチェックを入れ、対象月を申告してください。

郵送申請の場合は、申請書2ページの右上余白に対象月を手書きで記載してください。

詳細は、「新ぐんまチャレンジ支援金事業（感染期特例説明資料）」をご確認ください。

Q5-5. 感染期特例と季節性特例の違いは何か？

A. 感染期特例は、令和4年5月以降の連続する2ヶ月で仕入金額・経費を比較します。

対して季節性特例は、季節性の事由により2ヶ月単位での比較が困難な事業者が選択できる特例であり、令和4年1月から申請日の属する月の前々月までの平均で仕入金額・経費を比較します。

## 【6 その他】

Q6-1. 支援金は課税対象か？

A. 課税対象であると考えられますが、詳細についてはお近くの税務署へ確認ください。

Q6-2. 県等が現地調査を行うことはあるのか？

A. 提出して頂いた書類で取組内容が確認できない等、審査の過程で必要性が生じた場合、県等が現地調査を行うことがあります。なお、正当な理由がないにもかかわらず、現地調査にご協力頂けない場合、不支給となります。